

覚書

外務省大臣官房情報システム総括課（以下「甲」という。）と防衛省整備計画局サイバー整備課（以下「乙」という。）は、下記のとおり覚書を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、政府専用機内で外務省が実施する通信要員訓練において、防衛省が契約している衛星通信設備を使用した際に発生する衛星通信料（以下「本件通信料」という。）の支払の確認等に必要な事項を定めるものである。

第2条（通信料の負担）

本件通信料は、甲の負担とする。

第3条（支払）

本件通信料の支払は、防衛省が契約する電気通信事業者の請求に基づき、甲が電気通信事業者に支払うものとする。

第4条（覚書の改廃）

本覚書の改廃は、甲及び乙の間の合意がなければ、その効力を生じない。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が自署のうえ、各自1通を保有する。

令和7年10月20日

甲：東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房情報システム総括課長

乙：東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省整備計画局サイバー整備課長